

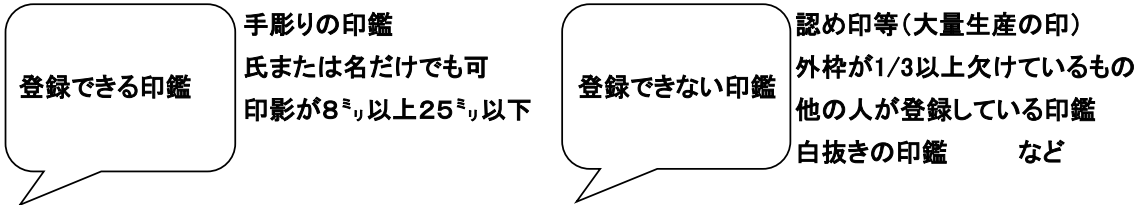
# 印鑑登録



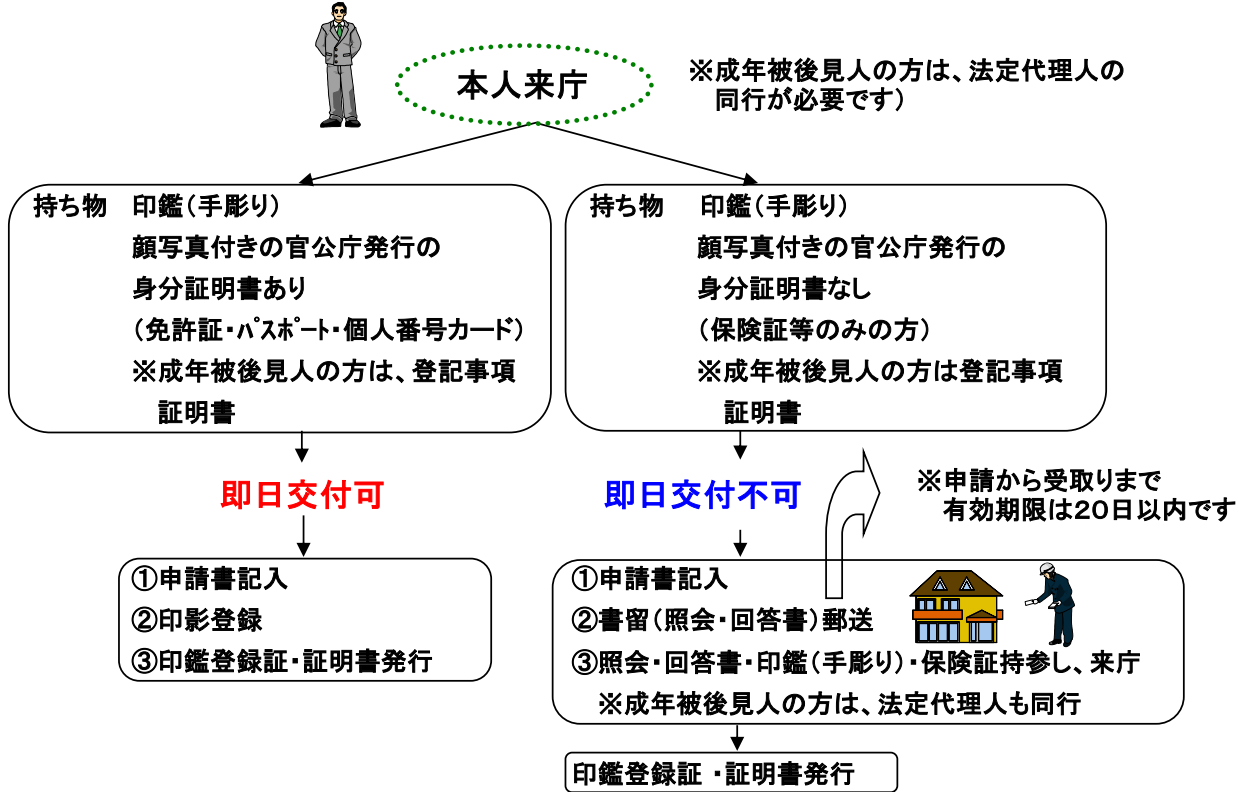
## ☆印鑑登録できる方

沼津市に住民登録をしている方

(15才未満の方は登録できません)



## ☆印鑑登録のながれ



## ☆保証人による確認

(本人の来庁が必要です)

\* 事前に印鑑登録申請書をご用意いただく必要があります。  
(市役所または市民窓口事務所にあります)



**本人来庁**

保証人の印影が不鮮明だった場合など、申請を受け付けられない場合がありますので、登録する印鑑のほか、できるだけ保証人の印鑑登録証と登録してある実印をお持ちの上、保証人と一緒に来庁するようにお願いします。

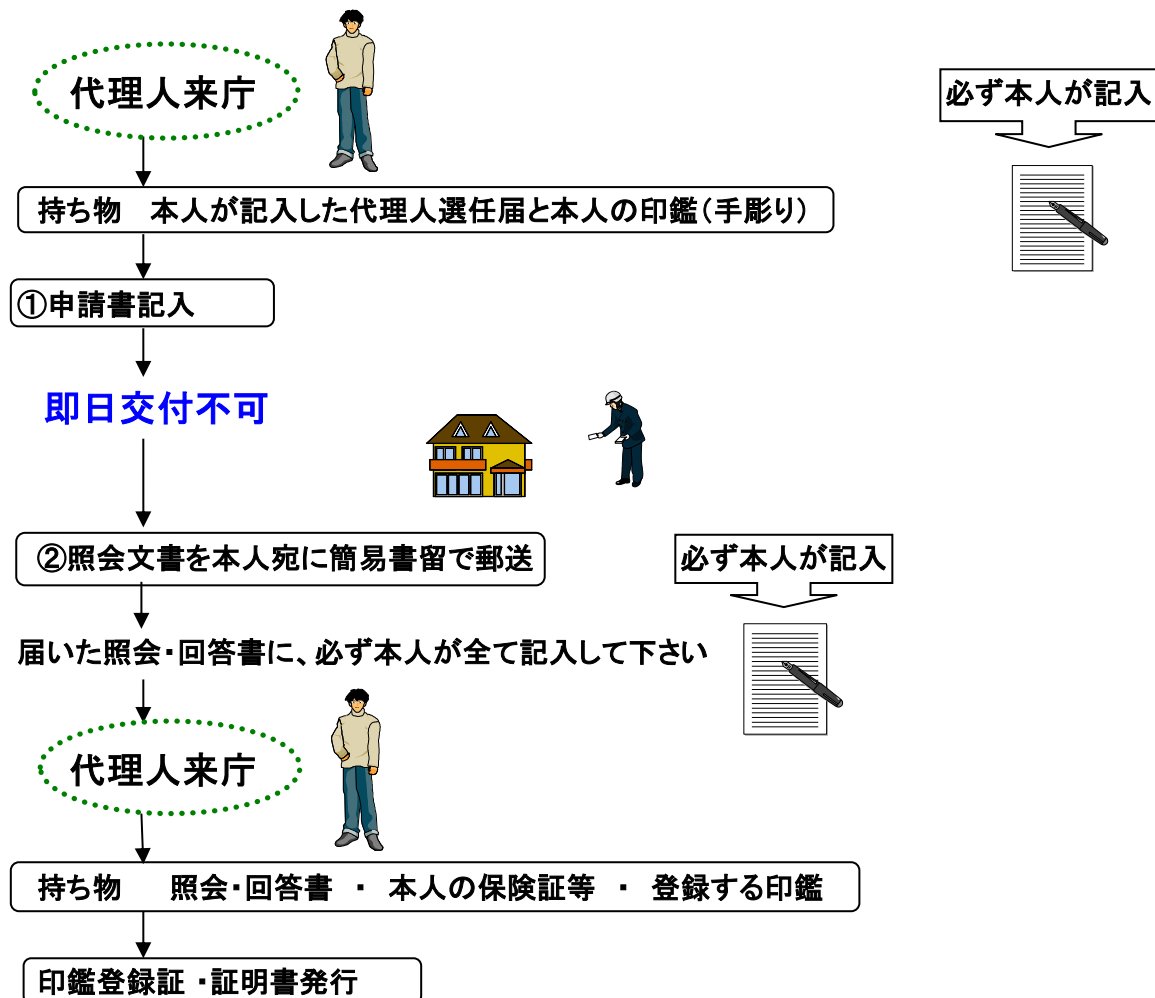


- 持ち物** 印鑑(手彫り)、印鑑登録申請書
- \* 保証人になる方に下記のことを依頼してください。
- ①印鑑登録申請書の保証人欄の記載
  - ②印鑑登録申請書の登録されている印鑑欄に登録印(実印)の押印

## ☆代理人による申請

**代理人選任届** を用意し、登録者本人が必ず全て記入して下さい

市役所または各市民窓口事務所にあります  
また、インターネットの沼津市役所HPからダウンロードできます



印鑑証明は不動産の登記、金銭の貸借などの際に使用されるなど極めて重要な役割を果たしています。沼津市では、印鑑登録の申請の取扱を慎重にしています。

登録された方ご自身も、登録した印鑑・印鑑登録証の保管には十分なご注意をお願いします。